

# 軽自動車税の税率が変更されました

【問い合わせ】課税課 ☎22・9613 FAX22・9618

平成27年度から  
原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・  
二輪の小型自動車の税率が引き上げられます

平成28年度（一部平成27年度）から  
四輪以上・三輪の軽自動車の税率が引き上げられます

## 《原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車》

区分	種別	税率（年税額）	
		平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの	1,000円	2,000円
	総排気量が50ccを超え 90cc以下のもの	1,200円	2,000円
	総排気量が90ccを超え 125cc以下のもの	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクターなど）	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフトなど）	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車	総排気量が125ccを超え 250cc以下のもの	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が 250ccを超えるもの	4,000円	6,000円

### ◆平成27年4月1日以後に新規登録した車両

下表の「平成27年4月1日以後新規登録車両」の税率が適用されます。

平成27年4月1日に新規登録した車両のみ平成27年度から税率が引き上げられます。4月2日以後の車両は平成28年度から下表の税率が適用されます。

### ◆新規登録後13年を経過した車両

下表の「新規登録後13年経過車両」の税率が適用されます。

ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合・ガソリン電力併用の軽自動車・被けん引車は除きます。

\* 「新規登録」とは、初めて車両番号の指定（ナンバープレートの交付）を受けたことをいいます。

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車などを所有する人に課税されます。

軽自動車などを廃車、名義変更または住所を変更したときは手続きが必要です。なお、年度の途中で廃車または名義変更をしても税の払い戻しはありません。

## 《四輪以上・三輪の軽自動車》

区分	種別	税率（年税額）			
		平成27年3月31日以前新規登録車両	平成27年4月1日以後新規登録車両	新規登録後13年経過車両	
軽自動車	三輪車	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	被けん引車	2,400円	3,600円	3,600円	



# 平成27年度 集落営農支援事業補助金の対象事業を

## 募集します

「集落営農」とは、農業経営や地域社会がかかえる問題を地域住民が話し合い、知恵を出しあつて解決することで、人々がはりあいを持って働き、いきいきと住み続けることができる共同活動のことをいいます。

市ではこのような取り組みを行う団体を支援します。

### 【申請先・問い合わせ】

農林振興課 ☎43・2302 FAX 43・2313

### 【募集期間】

1月5日(月)～2月20日(金) ※必着

### 【申請書類】

- 伊賀市集落営農支援事業審査申込申請書(様式第1号)
- 団体の定款・規約・会則など
- 団体の前年度の実績報告書・収支報告書
- 団体の本年度の事業計画書・収支予算書
- 団体の構成員名簿

※申請書と募集要項は、農林振興課と各支所振興課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

### 【審査方法】

次の項目について書類審査を行い、応募者には年度内に通知します。

#### ① 営農活動

適切な組織運営や営農活動を行っているか、または行うことが見込めるか。

#### ② 公益的活動

集落環境・機能の維持に資する活動を行っているか、または行おうとしているか。

しているか。

#### ③ 団体設立後の交付実績

団体設立後当該事業の交付を受けておらず、活動支援を特に必要としているか。

#### ④ 過去5年間の交付実績

近年(過去5年間)の交付実績がない(少ない)団体の申請か。

#### ⑤ 積極性

市や地域が実施する事業、イベントなどに対して積極的に参加しているか、または参加する意思があるか。

#### ⑥ 開放性

当該団体に加入を希望する者に対して、門戸を広く開いているか。

※③④の交付実績は過去に伊賀市が実施した類似の機械など購入助成事業を指します。

## ◆補助事業の内容

### 《補助対象団体》

次のすべての要件を満たす団体が対象です。

- 集落営農活動を行うとともに、集落環境と機能の維持につながる活動を行うとする団体・組織
- 営農拠点が市内にあり、営農が市内で行われている団体・組織
- 集落内の合意によって組織し、営農活動を継続することができると思込まれる団体・組織

### 《補助事業などの内容》

○定款・規約などの定めがあり公正な運営が見込まれる団体

- 集落営農の推進に必要な経費
- ① 農業用機械機具購入費助成
- ② 建物の新築・改修費助成

### 《補助金の額または交付率》

市の予算の範囲内  
事業費の20%以内  
※補助事業などの内容が①の場合は上限100万円、②の場合は上限200万円、下限は①、②とも20万円とし、千円未満は切り捨てる。

